平成27年度(第9回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成27年12月4日(金)

第9回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成27年12月4日(金) 午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招集者 串本町農業委員会会長 西謙譲

議事

第49号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

第50号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第52号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第53号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

出席委員

1番 宇井良子 2番 尾鷲壽夫 3番 吉川きり子 4番 小山喜行

5番 坂田完爾 7番 坂本渡 9番 鈴木利朗 10番 竹田敏明

11番 地當博己 12番 角是明 13番 中谷清可 14番 中村省一

15番 西謙譲 16番 西豊 17番 東地寧司 18番 平崎茂樹

21番 山下敏文 22番 吉井孝夫

欠席委員

6番 阪田洋好 8番 芝崎憲年 19番 福島雄一 20番 増本昌弘 出席した職員

島野、松山

議長

皆さんこんにちは。本日もお忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとう ございます。ここに来て急に寒くなってまいりました。年の瀬を迎えて、 みなさん大変お忙しことと思います。体調など崩さないように気をつけて 頂きたいと思います。

それではただいまから、平成27年度第9回串本町農業委員会定例会を 始めます。

本日の欠席届の出ている方は、4名おられます。6番阪田洋好委員、8番芝崎委員、19番福島委員、20番増本委員です。会議録の署名委員は、17番東地委員、18番平崎委員です。お二方よろしくお願いします。本日の議案は5件です。スムーズな議事進行にご協力よろしくお願いします。それでは早速議題に入ります。議案第49号、串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

地當委員

11番、地當です。

議長

11番、地當委員。

地當委員

(担当委員の現地調査報告)

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明に ついて、ご意見・質疑のある方ございませんか。

小山委員

4番、小山です。

議長

4番、小山委員。

小山委員

土地所有者の住所が○○○番地で、申請地も○○○番地なんですが、申請地の敷地内に家があるんですか。

議長

事務局。

事務局

今小山委員からご指摘頂いた部分について、確かに同じ地番になってしまっております。申請地の○○番地というのは、地図で言いますと、右側の鍵になっている部分がありますが、そこの部分が○○番ですので、そこは間違いございません。申請地の上に○○○さんという家がありますが、その○○○さん所有の土地で、公図から○○番に家が建っているものと推測されます。しかし住所登録する場合において、本来○○○番になされるところが、○○○番地にしてしまっているという可能性もあるようです。事務局の方で確認致しますので、しばらくお待ち下さい。

議長

事務局の方で確認するということなので、皆さんしばらくお待ち下さい。

(退室し、事務局の方で住民基本台帳を確認)

議長

事務局どうぞ。

事務局

今確認をしたところ、やはり土地所有者の住所地番も○○○番になっているということです。ですのでやはり○○○番が本来の地番かと思われるんですが、本人の方で○○○番に住所登録してしまっているものと思われます。申請地については、○○○番で間違いございません。

議長

それでは確認が取れましたので、再度審議に戻りたいと思います。他に 何かご質問等ございませんか。

中村委員

14番、中村です。

議長

14番、中村委員。

中村委員

地図を見ますと、(1) と (2) とありますが、(1) が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番だとして (2) が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番だったら、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番が 1 6 5 ㎡よりもすごく大きく見えますが、この辺はどうですか。

事務局

この地図については申請者から提出されたものをそのまま使用しておりまして、(1)が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番、(2)が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番に対応しているというわけではございません。紛らわしくて申し訳ありませんが、(1) (2) というのは太陽光パネルのエリア区分だと思います。 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番というのは、先程も

ご説明致しましたとおり右側の鍵の部分になります。

議長

現地調査を行ったときも、今事務局説明したような2筆のかたちになっておりました。

他にございませんか。それではないようですのでお諮りを致します。議 案第49号、串本農業振興地域における農用地区域の除外については、原 案通り承認することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

議長

議長

議長

異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決 定致しました。

次へまいります。議案第50号、農地法第2条の農地でない旨の証明願 についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

(事務局より訂正議案配付)

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

地當委員 11番、地當です。

議長 11番、地當委員。

地當委員 (担当委員の現地調査報告)

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

ないようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決 することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へ参ります。議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

続きまして現地調査委員の報告ですが、担当が増本委員となっていますが、本日所用があって欠席しておりますので、私が代わってご報告させて頂きます。

議長

(担当委員の現地調査報告)

議長

ただいまの事務局からの提案趣旨説明と現地調査報告について、何かご 意見ご質問等ございませんか。

吉井委員

22番、吉井です。

議長

22番、吉井委員。

吉井委員

公図を見てみますと、申請地の左側と下側に細長い土地があります。これはどうなるんですか。この土地というのは。申請地に対して道がないですよね。

議長

事務局。

事務局

公図を見て頂きますと、真ん中より少し左寄りに縦に (○○○+○○○・・・) とあると思いますが、これが道になります。町道です。そして申請地の左側部分、○○○も道です。おそらく町道を後から拡幅した部分だと思います。会長より現地調査報告して頂いたように、道に面しており、今申し上げた部分が道ということです。そして位置図では2分割と書かれておりますが、厳密には3分割されております。というのは申請地の下側部分の○○○ですが、この申請地の裏側の土地へ行くための通路ということで分筆されております。

議長 吉井委員、よろしいですか。

吉井委員はい。

議長 他にございませんか。

ないようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決 することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決

定致しました。次へ参ります。議案第52号、農地法第2条の農地でない 旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いしま

す。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長
それでは続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

地當委員 11番、地當です。

議長 11番、地當委員。

地當委員 (担当委員の現地調査報告)

議長ありがとうございました。今までにも良くあったケースかと思います。

今までもそうでしたが、現況により確認し判断していくしかないと思いま す。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明

について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長なしの声があがりましたので、お諮りを致します。本案については、原

案通り承認することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

議長

異議無しの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へ参ります。議案第53号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

(事務局より議案訂正)

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

それでは続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

東地委員

17番、東地です。

議長

17番、東地委員。

東地委員

(担当委員の現地調査報告)

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、ご意見・ご質問のある方ございませんか。

私の方から少し質問させて下さい。申出人が2人になっていますが、これはどういうことですか。

事務局どうぞ。

事務局

はい。これにつきましては、共有名義となっているためであります。持 分割合はちょっと覚えておりませんが、申請地の全ての地番において、2 人の共有名義となっております。

議長

分かりました。

他にご意見ご質問のある方ございませんか。

(なしの声)

議長

なしの声があがりましたので、お諮りを致します。本案については、原 案通り承認することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

議長

異議無しの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決 定致しました。

以上で本日予定しておりました議案は全て終了致しました。ありがとう ございました。以上をもちまして、第9回農業委員会定例会を終了致しま す。

午後2時20分 定例会終了